

公立碓氷病院人工透析患者の送迎サービスに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公立碓氷病院（以下「当院」という。）の患者のうち、人工透析による治療を受けるために通院することが困難なものに対して送迎サービスを実施することにより、安心して継続的に当該治療を受けることができる環境を整備することを目的とする。

(利用者)

第2条 送迎サービスを受けることができる患者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 当院で人工透析による治療を受ける者
 - (2) 自動車の運転ができない、又は困難な者であって、家族による送迎が困難なもの
 - (3) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、本市の住民基本台帳に記録されている者
 - (4) 当院の送迎車を使用して送迎することが可能な者
 - (5) 送迎サービスの利用に当たり、当院の指示及び指導に従うことができる者
- (送迎サービスの内容)

第3条 送迎サービスは、利用者の自宅付近（以下「乗降地」という。）から当院までの間を当院が所有する送迎車を使用して利用者の送迎を行うものとする。

- 2 利用者は、当院が定めた時間及び乗降地に従って乗降する。
- 3 1回当たりの送迎の利用者の数は、最大6名とする。
- 4 送迎サービスに従事する者（以下「送迎従事者」という。）は、特別な場合を除き運転手1名とする。
- 5 送迎車の運行予定時間は、利用者に対してあらかじめ提示する。この場合において、送迎車の運行予定時間の内容に変更があった場合は、その旨を利用者に通知する。
- 6 送迎車の運行予定時間は、前項前段の規定による提示後においても利用者の体調、交通事情その他のやむを得ない事由により変更することができる。

(責務)

第4条 送迎従事者は、運転中及び乗降時において利用者の安全に配慮し、並びに交通

法規を遵守した運転を行う。

- 2 送迎従事者は、利用者の安全を確保するために必要な指示及び指導を行う。
- 3 利用者は、前項の規定により送迎従事者が行う指示及び指導に全面的に協力する。
- 4 送迎従事者は、利用者の乗降に際して必要な介助を行う。

(費用)

第5条 送迎サービスは、無料とする。

(申込み)

第6条 利用者又はその家族は、公立碓氷病院人工透析患者送迎サービス利用申込書(様式第1号)により送迎サービスの利用を開始する日の10日前までに当院の院長(以下「院長」という。)に申し込むものとする。

(許可)

第7条 院長は、前条の規定による申込みがあった場合は、第2条に規定する要件、利用者の体調等を考慮した上で送迎サービスの利用を許可する。

(許可の停止)

第8条 院長は、前条の規定による許可を受けた者(以下「利用許可者」という。)が、次に掲げる場合に該当するときは、送迎サービスの利用を一時的に停止することができる。この場合において、利用許可者が次に掲げる場合に該当しなくなったときは、速やかに送迎サービスの利用の停止を解除する。

(1) 感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項に規定する感染症をいう。)の発症により、送迎車に同乗する者等に当該感染症がまん延する可能性がある場合

(2) 送迎車に乗降する予定の時刻に著しく遅れることが度重なり発生する場合

(許可の取消し)

第9条 院長は、利用許可者が第2条に規定する要件に該当しなくなった場合又は送迎サービスの実施に当たり著しい支障をきたすと判断する場合は、送迎サービス利用の許可を取り消すことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、院長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。